





第七十八条) / 第七章 郵便局株式会社 / 「第六章 削除 / 第七章 日本郵便株式会社」に改める改正規定、同法第十九条第一項第一号及び第二号、第二十六条、第六十一条第一号並びに第六章の改正規定、同法中「第七章 郵便局株式会社」を「第七章 日本郵便株式会社」に改める改正規定、同法第七十九条第三項第二号及び第八十三条第一項の改正規定、同法第九十条から第九十三条までの改正規定、同法第一百五十五条第一項、同項第二号及び百第十条第一項第二号亦の改正規定、同法第一百十条の次に一条を加える改正規定、同法第一百三十五条第一項、同項第二号及び第一百三十八条第二項第四号及び正規定(第一百七十六条の五に係る部分に限る)、同法第一百八十条第一項第一号及び第二号並びに第一百九十六条の改正規定(第十二号を削る部分を除く)、並びに同法附則第一条第二号の改正規定を除く)、第二条のうち日本郵政株式会社附則第二条及び第三条の改正規定、第五条(第二号に係る部分に限る)の規定、次条の規定、附則第四条、第六条、第十条、第十四条及び第十八条の規定、附則第三十八条の規定(郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第二百二号)附則第七条第一項、第四十九条、第五十五条及び第七十九条第二項の改正規定、附則第九十条の規定、並びに附則第九十一条及び第九十五条の改正規定を除く)、附則第四十条から第四十四条までの規定、附則第四十五条中総務省設置法(平成十一年法律第九十一条)第三条及び第四条第七十九号の改正規定並びに附則第四十六条及び第四十七条の規定は、公布の日から施行する。  
(地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律の一部改正に伴う経過措置)

2 旧法第三条第五項に規定する事務取扱郵便局の職員であつた者に係る同条第一項に規定する郵便局取扱事務に関する限り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この法律の施行後も、なお従前の例による。

**第四十六条** この法律(附則第一條ただし書に規定する規定にあつては、当該規定)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお從前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

**第四十七条** この附則に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、文部省で定まる。

（延一用二）抄  
附 則（平成二五年六月一四日法律第四  
四号）

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。  
**(施行期日)**

**第十条** この法律（附則第一条各号に掲げる規定（罰則に関する経過措置）

にあつては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なる従前の例に

丈である豊臣の通  
よる。

**第十一條**　この附則に規定するもののほか、この  
(政令への委任)

法律の施行に關し必要な経過措置（罰則に關する経過措置を含む。）は、政令で定める。

## 附 則（平成二六年五月三〇日法律第四二号）

(施行期日) 二号  
抄

**第一条** この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から

施行する。

附見  
令和元年五月三一日法衙第一回  
抄號

**第一条** この法律は、公布の日から起算して九月  
（施行期日）

を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。たゞし、次の各号に掲げる規定は、

当該各号に定める日から施行する。

## 二一 略 第二条中住民基本台帳法目次の改正規定

(「第十五条」を「第十五条の四」に、「第二十条」を「第二十一条の三」に、「第二十二条」を「第二十二条の四」に改める部分に限

る。）、同法第一条及び第二条の改正規定、同法第十条の次に一条を加える改正規定、同法第十二条第一項及び第五項、第十二条の二第四項並びに第十二条の四第四項の改正規定、同法第二章中第十五条の次に三条を加える改正規定、同法第十九条の次に一条を加える改正規定、同法第二十条第一項の改正規定、同法第二十一条の改正規定（「すべて」を「全て」に改める部分に限る。）、同条を同法第二十一条の四とする改正規定、同法第三章に三条を加える改正規定（第二十一条の三第五項の表第十二条第五項の項、第十二条の二第四项の項及び第十二条の三第七項の項に係る部分を除く。）並びに同法第二十四条、第三十三条の五十一、第三十六条の二第一項、第三十七条第一項、第四十三条、第四十六条第二号及び第四十八条第一項の改正規定並びに第三条中電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第六十六条第二項の改正規定及び同法第七十九条に一項を加える改正規定並びに附則第四条第一項、第二項、第五項から第七項まで、第十一項及び第十二項、第五十七条、第五十八条、第六十一条並びに第六十三条（日本国憲法の改正手続に関する法律（平成十九年法律第五十一号）第三十六条第二項の改正規定に限る。）の規定　公布の日から起算して二十日を経過した日

附 則（令和元年五月三一日法律第一七  
号）抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から四まで 略

五 第百二十条の次に七条を加える改正規定、第百二十四条の改正規定（「市役所又は町村役場の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の長」を「管轄法務局長等」に改める部分を除く。）、第百二十八条から第百三十条までの改正規定、第百三十七条を改め、同条を第百三十九条とする改正規定（第百三十七条を改める部分に限る。）、第百三十四条を改め、同条を第百三十六条とする改正規定（第百三十四条を改める部分に限る。）及び第百三十三条を改め、同条を第百三十五条とする改正規定

規定（第三百三十三条を改める部分に限る。）並びに附則第七条から第十条まで及び第十四条（前号に掲げる部分を除く。）の規定、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日

附 則（令和三年五月一九日法律第三七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和三年九月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二十七条（住民基本台帳法別表第一から別表第五までの改正規定に限る。）、第四十五条、第四十七条及び第五十五条（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一及び別表第二の改正規定（同表の一十七の項の改正規定を除く。）に限る。）並びに附則第八条第一項、第五十九条から第六十三条まで、第六十七条及び第七十一条から第七十三条までの規定、公布の日

二から六まで 略

七 第二十七条（住民基本台帳法第二十四条の二の改正規定及び同法第三十条の十五第三項の改正規定に限る。）、第四十八条（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第七十一条の二を同法第七十一条の三とし、同法第七十一条の次に「第一百二十九条の改正規定（戸籍の）の下に「正本及び」を加える改正規定を除く。」に限る。）、第二十二条、第二十五条、第二十六条、第二十八条、第二十九条（住民基本台帳法第三十条の十五第三項の改正規定に限る。）、第三十九条、第四十三条、第四十七条、第四十九条、第五十四条、第五十五条（がん登録等の推進に関する法律第三十五条の改正規定（条例を含む。）を削る部分に限る。）に限る。）、第五十七条、第六十六条及び第七十条の規定、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において、各規定につき、政令で定める日

（罰則に関する経過措置）

(政令への委任)  
**第七十二条** この附則に定めるもののほか、この法律の施行によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(検討)  
**第七十三条** 政府は、行政機関等に係る申請、届出、処分の通知その他の手続において、個人の氏名を平仮名又は片仮名で表記したものを利用して当該個人を識別できるようにするため、個人の氏名を平仮名又は片仮名で表記したものを戸籍の記載事項とすることを含め、この法律の公布後一年以内を目途としてその具体的な方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

**附 則（令和三年五月二六日法律第四四号）抄**

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条の規定並びに次条及び附則第四条の規定  
二 及び三 略

四 附則第十条の規定 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日

(地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律) 第二条第七号を改め、同号を同条第八号とし、同条中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、「」とあるのは「第二条第五号」と、「同条第六号」とし、同条中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、「」とあるのは「同条第六号とし、

附則（令和三年五月二六日法律第四四

氏名を平仮名又は片仮名で表記したものを利用して該個人を識別できるようにするため、個人の氏名を平仮名又は片仮名で表記したものを戸籍の記載事項として含め、この法律の公布後一年以内を目途としてその具体的な方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

**(政令への委任)**  
第七十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。  
**（検討）**

(施行期日)

第四条 前条に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。  
附 則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄

「法律」とあるのは「六」電子署名等に係る  
「公共団体情報システム機構の認証業務に関する  
法律」と、「六」とあるのは「七」とする。

行期日

**附 則**（令和四年六月一七日法律第六八号）抄  
行期日

卷之三

この法律のほか、政令で定める。

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第三条第二項の改正規定及び同法第九条第二項の改正規定並びに第十三条の規定並びに附則第十七条、第十九条及び第二十条の規定 公布の日

二 第二条中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第七項の改正規定（同項中「記載され、」の下に「第十六条の二第一項の申請の日において本人の年齢が主務省令で定める年齢に満たない場合を除き」を加える部分及び同項第二号中「第十七条第五項」を「第十七条第六項」に改める部分に限る）、同法第十六条の二の改正規定、同法第十七条の改正規定、同法第十八条の二の改正規定、同法第三十八条

の八第一項の改正規定及び同法第四十四条の改正規定並びに第五条、第六条及び第八条から第十二条までの規定並びに次条並びに附則第十五条、第十六条、第十八条、第二十二条から第二十五条まで及び第二十七条の規定公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日  
(政令への委任)

**第二十条** この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。